



広報

# ながわ

選挙特集号

8月30日  
平成17年  
(2005年)

町制施行50周年

編集・発行 猪名川町 企画部 広報コミュニティ課  
〒666-0202 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑1-1 電話番号 072 (766) 8707 ファックス番号 072 (767) 2255  
ホームページアドレス (URL) <http://www.town.inagawa.hyogo.jp> 電子メールアドレス [koho@town.inagawa.hyogo.jp](mailto:koho@town.inagawa.hyogo.jp)

# 衆議院議員総選挙

## 最高裁判所 裁判官 国民審査

# 8月30日に公示・9月11日に投票



開票作業の様子

解散による衆議院議員総選挙は、8月30日に公示され、投票日は、9月11日(日)です。  
この選挙は、小選挙区比例代表並立制による選挙で、定数は小選挙区選出議員300人(兵庫5区は1人)、比例代表選出議員180人(近畿ブロックの定数は29人)の合計480人となっています。また、同時に最高裁判所裁判官国民審査も行われます。  
あなたの意見を国政に反映させるための大切な選挙です。よく考え、自由な意思で投票し、あなたの貴重な一票を生かしましょう。

### 投票のできる人

投票のできる人は、昭和60年9月12日(含む)までに生まれ、平成17年6月1日以前から引き続き町の住民基本台帳に登録されている人です。  
また、6月2日以降に他の市町村から住所変更された人は、前住所地で投票することになります。ただし、前住所地で選挙人名簿に登録されていることが必要です。

### 投票の方法

投票用紙は、小選挙区選挙、比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査の3枚です。誤って記入した場合は、無効となる可能性がありますのでご注意ください。  
小選挙区選挙の投票用紙(うす黄色) 候補者名を記入  
比例代表選挙の投票用紙(オレンジ色) 政党の名称を記入(候補者名を書くこと無効となります)  
最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙(白色) やめさせたほうがよいと思う裁判官はその名前の上の欄に×印を記入(やめさせなくてもよいと思う裁判官は何も書かない)

### 投票所と入場券

投票所は、大字や各地区内の有権者と地理的な要因などによって決められており、町内14カ所に設置します。(裏面一覧表のとおり)  
また、投票入場券を郵送していただきます。投票日当日、あるいは期日前投票時に持参ください。

### 不在者投票

投票日に、仕事や旅行、ショッピングなどで投票に行くことができない人は、あらかじめ期日前投票を済ませておきましょう。投票時間は、午前8時30分から午後8時までで、入場券が到着している場合は持参ください。(印鑑不要・開設場所などは下記参照)

### 期日前投票

投票日に、仕事や旅行、ショッピングなどで投票に行くことができない人は、あらかじめ期日前投票を済ませておきましょう。投票時間は、午前8時30分から午後8時までで、入場券が到着している場合は持参ください。(印鑑不要・開設場所などは下記参照)

### 選挙公報・審査公報

各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報、最高裁判所裁判官の関与した主な裁判などを掲載した審査公報は、新聞折り込みで配布します。新聞を購入されていないご家庭には郵送します。9月8日までに届かないときは、ご連絡ください。  
また、役場窓口、日生・六瀬住民センター、生涯学習センター、ゆうあいセンターにも備えていますのでご利用ください。

### 郵便等による不在者投票

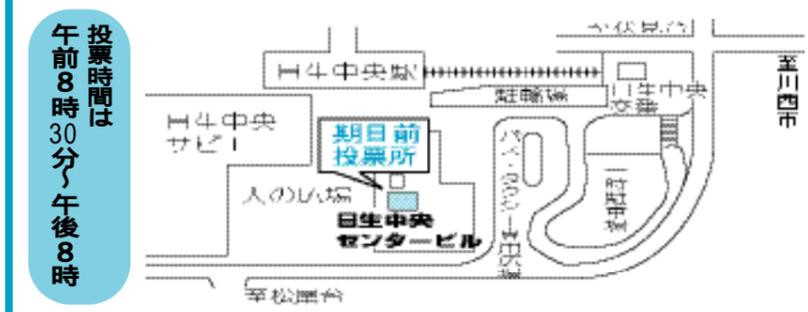
この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで、身体に重度の障害がある人や、介護保険法による要介護者の人で、定められた要件に該当する人が、居住の場所で郵便等による不在者投票をすることができ、る制度です。  
また、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人のうち、自ら投票の記載をすることができない者として定められた要件に該当する人は、代理記載の方法による投票ができます。

### 日本の行き先を決めるのは、あなたです

都道府県選挙管理委員会の指定する病院、老人ホームなどに

### 期日前投票所の開設

投票所	開設期間
役場1階会議室	衆議院議員 8月31日(水)～9月10日(土)(土日含む) ただし平成17年5月30日～6月1日に転入届をされた人は、9月2日からの投票となりますのでご注意ください。
	国民審査 9月4日(日)～10日(土)(土日含む)
日生住民センター会議室(センタービル2階)	9月7日(水)～10日(土)(土曜日含む)



投票時間は  
午前8時30分～午後8時

### 贈らない 求めない 受け取らない

3なき運動で明るい選挙を  
公職選挙法では、政治家や候補者または候補者になるうとする人が、有権者に「寄附」をすることを禁止しています。また、有権者もこれらの寄附を求めたり、受け取ったりしてはいけません。きれいな選挙は、正しい民主政治の基礎です。ルール違反がない有権者がしっかりと見守り、明るい選挙を実現しましょう。

### 開票

開票は、投票日当日、午後9時から社会福祉会館で行い、開票状況は館内および本町インターネットホームページで発表します。(ホームページアドレスは、上部に記載)

問合せ  
町選挙管理委員会事務局  
(総務課内)  
766・8708